

土庄町農業委員会会議録

令和5年3月20日

出席委員

岡本 孝幸	森田 嗣洋	平岡 久義	三村 康	下地 芳文
田中 保久	森 和志	石井 正樹	榎木 通廣	中野 博喜
小畑 良弘				

欠席委員

中黒 哲也	佐伯 孝夫
-------	-------

事務局

事務局	堂山 真由美
-----	--------

開会時刻	13時30分
------	--------

場所	土庄町役場 3F 会議室 (防災対策室)
----	----------------------

(議 長)

ただいまから、3月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として3議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、下地委員、田中委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

まず、議案第1号第1番について、担当の小畑委員よりご説明をお願いします。

(小畑委員)

申請番号1番についてご説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。現地は現在、野菜とオリーブが植わっています。現状の状態より問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号1番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第1番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号2番について、担当の榎木委員よりご説明をお願いします。

(榎木委員)

申請番号2番についてご説明いたします。譲渡人は譲受人の妹になります。相続の関係で妹さんが農地を取得しましたが、整理されるとのことでお兄さんへ譲渡することになりました。現在、野菜が植わっている状態で、譲受人の住宅の隣にあります。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号2番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第2番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号3番について、担当の中黒委員が欠席のため事務局よりご説明をお

願います。

(事務局)

申請番号 3 番について事前に中黒委員が調査いただいた内容についてご説明いたします。

該当農地は譲受人の住宅の隣の農地です。令和 3 年 12 月に譲渡人より農地を受ける際に、今回の申請農地 1 筆が 3 年 3 作の要件に該当しており申請ができなかったそうです。今回その残っていた農地を申請しました。現在は、みかんの木が植わっており、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 3 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく願います。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 3 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 3 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 2 号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 3 番について、担当の田中委員よりご説明をお願いします。

(田中委員)

申請番号 3 番についてですが、1 筆は更新、1 筆は新規での借受になります。貸付人にも確認を取りました。現地は現在も耕作されているため、特に問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

説明のありました 3 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしくお願いいたします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 3 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 3 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、申請番号 4 番について、担当の三村委員よりご説明をお願いいたします。

(三村委員)

申請番号 4 番についてご説明します。貸付人は、昨年まで水稻を栽培していましたが、近年体調が優れず農地の管理が難しいということで、隣接地で水稻を作っている借受人へ

話をしたところ、耕作しようとなったそうです。今回新たに農地機構を通じて令和 5 年から令和 11 年まで利用権の設定をするものです。特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議 長)

説明のありました 4 番の案件について質疑に入りたいと思ひます。何かございましたらよろしくお願ひいたします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 4 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 4 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 3 号「非農地証明願承認について」事務局からご説明をお願ひいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 3 号第 2 番について、担当の榎木委員よりご説明をお願ひします。

(榎木委員)

申請番号 2 番についてご説明します。土庄町へ合併前になると思いますが、この場所に保育園が建っており、私たちとしても当然宅地だと思っていましたが、このような事案が  
出まして、非農地には問題がないと思います。保育園を解体した後も高齢者のゲートボール場等に利用されていました。非農地になっても近所に迷惑になるようなものではありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(事務局)

事務局より補足で説明いたします。保育園が建っていた当時は申請者のお父様が農地を  
所有し、申請者の方も宅地であるものと思っていたようで、相続で土地を取得した後に農  
地であることが判明し、今回の申請に至りました。申請に際し、現在田井保育園は解体さ  
れ更地の状態であるため、当時の状況を証明する契約書がないか確認しましたが、契約書  
がないとの回答でした。教育総務課や大部公民館等で確認をしましたが、当時の契約書は  
確認できなかったため、申請の該当農地地番と田井保育園の記載が合併申請書内で確認で  
きたため、その書類を証明書として添付しております。それ以外に当時の写真を申請者と  
大部公民館職員の方に提供いただいています。4 条及び 5 条の申請についても提案しまし  
たが、申請者の方は東京に住んでおりこちらに戻ってくる予定もない上に、建物を建てる  
計画もないとのことでしたので、非農地証明願での申請となりました。事務局からは以上  
です。

(議 長)

説明のありました 2 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたら

よろしくお願ひいたします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時20分

議事録署名人 議 長 濱中 紀仁

議事録署名人 下地 芳文

議事録署名人 田中 保久